

## 特集

# はじめてでも大丈夫! 法律の学び方



特定社会保険労務士  
真島 伸一郎

法律にまったく触れたことのない人を対象にした「法律の学び方入門」です。これから社労士試験の勉強をしていくにあたり、また、合格後には自分で法条文を読んで理解していくために基礎となる知識について解説します。法律の構成や法律用語の意味など、法律の基礎の基礎から学んでいきましょう。



## 1 ごあいさつ



こんにちは。特定社会保険労務士の真島伸一郎と申します。労働調査会さんの出版物ではお初にお目にかかります。社労士試験合格を目指すあなたのお役に立てるように精一杯がんばりますので、どうぞよろしくお願ひします。

## 2 社労士試験の正体

あなたが目指す社労士試験とは何でしょうか？ 敵を倒すには、その敵をよく知らなければなりません。まずは、社労士試験の正体を明らかにしましょう。

結論からいうと、社労士試験は、「**法律の試験**」です。試験は選択式と択一式から構成されていますが、そのうち択一式の科目を示せば、次の通りです（選択式も基本的に同じ科目ですが、択一式の方がわかりやすいので）。ついでなので、出題数も記します。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識（以下、「一般常識科目」と称します）の中で、労働経済白書や厚生労働白書の内容、労務管理などが出題されますが、それ以外は（一般常識科目も含めて）、すべて法律科目です。

社労士試験が紛れもなく「法律の試験」であることをご理解いただけたことでしょうか。となれば、社労士試験を突破するためには、当然に法律に詳しくならなければならない理屈です。

「え、ちょっと待ってよ～！ 私は大学時代法学部じゃなかったんだよ～！」というそのあなた、だいじょうぶです、安心してください。

偉そうに話してる私も、何を隠そう、あなたと同じく大学は法学部ではなく経済学部だったのです！自慢ではありませんが、法律なんて、28歳のときに社労士試験の勉強を始めるまで、な～んも、と～んと、まったく、じ～んじ～ん、知らなかったです～！！！！

● 社労士試験（択一式）の全体像 ●

項目	科目	出題数	小計
労働編	労働基準法	7問	10問
	労働安全衛生法	3問	
	労働者災害補償保険法（労災保険）	7問	10問
	労働保険徴収法（労災保険関係）	3問	
	雇用保険法（雇用保険）	7問	10問
	労働保険徴収法（雇用保険関係）	3問	
	労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	10問	10問
社会保険編	健康保険法	10問	10問
	厚生年金保険法	10問	10問
	国民年金法	10問	10問
合計		70問	70問

そんな私でも社労士試験に合格できたのですから、あなたも絶対だいじょうぶですよ♪

以下、「法律の学び方」についてお話ししていきます。法律学者や弁護士さんがするような高尚な難しいお話はしません（というか、できません……）。ややこしい理論なんて蹴飛ばして、社労士試験受験に必要な部分のみに絞って、それもできるだけレベルの低い言葉で、もとい（汗）、できるだけ易しい言葉でご説明するようにしますね。肩ひじを張らずに、そうですね、寝っ転がってお菓子でも食べながらぼよ～んと読んでみてください（お菓子の食べすぎで太っても私は責任を取りません、悪しからず）。

### 3 弁護士さんとの違い

社労士試験が法律の試験であることはわかりました。ということは、社労士って、「法律家」？え、なんかかっこいいな、エヘヘ……、とニヤついているあなた、いやいや、その通りですよ、あなたは正しい、なに一つ間違っていない。

でも、ちょっと待てよ、法律家っていうと、やっぱり弁護士さんじゃないの？あれ、社労士も法律家なんだったら、弁護士さんとどう違うの？と思いますよね。

はい、では、弁護士さんと社労士の違いをお話ししましょう。いや、代理権とか司法修習があるとかないとかの違いはいろいろありますが、そういう難しいのは置いておいて、ここでは、「法律家」としてどう違うのかを話します。

端的に言えば、扱う法律が違うのです。

- 弁護士さん……いわゆる六法（憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）中心
- 社労士……労働法